ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

これまで通りの自己負担額で保険診療を受けられます

令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

医療機関・薬局で提示するもの

マイナ保険証

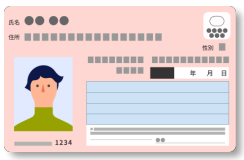

- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限※にご注意ください。

※マイナンバーカードの有効期限は10年（未成年者は5年）ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面（左下図の赤枠部分）に記載されています。
- 記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。

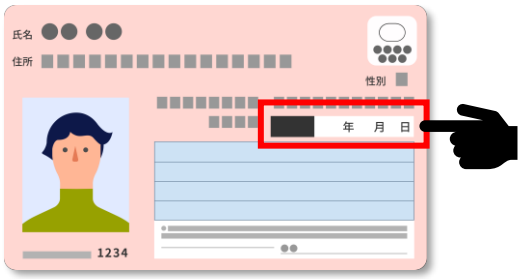

▲マイナンバーカードの券面

▲マイナポータル

電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています！

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する**有効期限通知書（封書）**が届きます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで**更新アラートが表示**されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診をしても、**有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能**です。

※有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて速やかに更新ください。

マイナ保険証（マイナンバーカード）をお持ちでない場合
以下のどちらかをご利用ください

（今お持ちの）健康保険証

有効期限は**最大1年間**（令和7年12月1日まで）。

※転居・転職などで加入する保険者が変わる場合や、令和7年12月1日までに有効期限を迎える時点までです

資格確認書

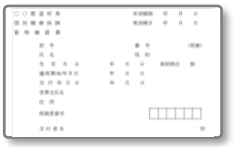

まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などには、今お持ちの健康保険証の有効期限内に資格確認書を無償で**申請によらず**保険者から交付します。

※詳しくは裏面の二次元コードよりご確認ください

顔認証付きカードリーダーの不具合などで
マイナ保険証による受付が上手くいかなくても、

自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です

マイナ保険証での受付が上手くいかなかった場合

マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合など
何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。

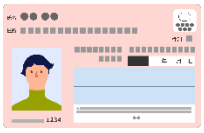

マイナンバーカードを提示したが、**受付が上手くいかない**

ご提示可能な場合

マイナポータルの画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可

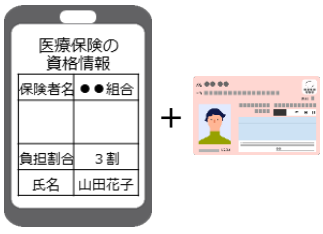

※追加で健康保険証の提示は不要

資格情報のお知らせ

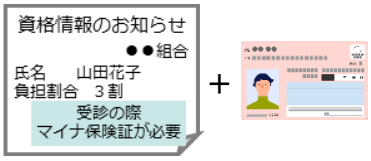

※追加で健康保険証の提示は不要

ご提示できない場合

再診の場合

口頭確認

施設側で資格確認に必要な情報を把握していれば、職員より口頭で確認

初診の場合

被保険者資格申立書

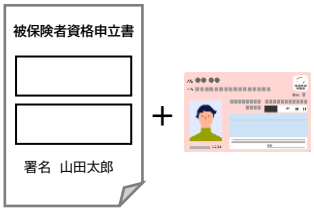

※職員より用紙を受取り記入してください

資格情報のお知らせ ってなに？

- マイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。
- 単体では受診はできません。何らかの事情で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。

被保険者資格申立書 ってなに？

- 初診の医療機関・薬局にて、何らかの事情で資格確認ができなかった上、マイナポータルの画面や資格情報のお知らせを持ち合わせていないときに、ご記入いただく書類です。

マイナンバー総合フリーダイヤル
マイナンバー
0120-95-0178
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く）
平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証のメリット等について

資格確認書について